

教職員 各位

副学長（総務・財務担当）

緊急事態宣言の発令等に伴う出勤体制について（実施期間の再延長）

このことについて、政府の「緊急事態宣言」及び一都三県による「緊急事態行動」の発令等を踏まえ、1月25日の事務連絡により、2月末までの間、下記のとおり対応するようお願いしているところですが、2月18日に開催された新型コロナウイルス対策本部会議において、実施期間をさらに3月末日まで延長することとしましたので、本件の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めるようお願いいたします。

記

1. 全教職員を対象とした取組

(1) 在宅勤務をさらに推進する。

(2) 遅くとも午後8時までに退勤することを推奨する。

なお、緊急事態宣言発令中においては、午後8時以降の外出自粛要請に留意すること。

2. 事務局職員（非常勤職員を含む）のみを対象とした取組

各課室単位で、概ね3～5割程度の在宅勤務実施を目標とする。

ただし、業務の都合等により実施が難しい場合は、少なくとも週1～2日の在宅勤務実施に努めるとともに、時差出勤及びフリーアドレスオフィスについても積極的に活用し、執務室内が密にならないよう努める（特に隣席との間隔が近い場合は出勤時刻が重ならないように留意すること）。

3. その他

今後の動向によっては、実施期間を変更することがあります。

【本件問合せ先】  
総務部人事課服務研修係  
（内線：0357）